

利 用 上 の 注 意

1 調査について

(1) 国勢調査

国勢調査は人口に関する基本的調査であり、わが国では1920年（大正9年）に第1回の調査が行われ、それ以後戦時中に一時不規則になった他は、5年ごとに定期的実施されています。国勢調査では全国をカバーする国勢調査区を設定し、調査区ごとにその中の人口について悉皆調査（外国の外交団・領事館等を除く）を行い、人口の男女別、年齢別、属性の他、配偶関係、労働力状態などが調査事項とされています。結果は全国、都道府県、市区町村別に集計発表され、さらに人口集中地区別、調査区別などにも集計され発表されます。

(2) 推計人口調査

一般には、国勢調査間の人口推移を調査するために、国勢調査結果数値を基礎として、住民基本台帳法及び外国人登録法などの規程に基づき、毎月届出のあった出生、死亡、転入、転出の数を加減することにより算出します。本市では、昭和22年以降毎月1日現在の人口推計を行っています。

なお、推計の基礎に国勢調査結果の概数（速報数値）を用いた場合は、後日確定数が公表された際に遡及して補正することがあるため、本書では人口ニュース等で発表した数値と異なる数値を使用していることがあります。また、異動原因の把握は届出のあった日をもって行っています。

(3) 年齢別人口調査

国勢調査では、大正9年の第1回調査から毎回行われています。本市では、年齢別人口調査により昭和51年以降毎月1月1日現在で調査を行っています。この年齢別人口調査は、国勢調査により判明した年齢別人口を基礎として、それに住民基本台帳法、外国人登録法及び戸籍法に定める届出のあった転入、転出、出生、死亡等の年齢別異動人口を加減して、1月1日現在の年齢別人口を算出するものです。

なお、年齢不詳者は国勢調査時点で把握されたものとして、国勢調査の中間年次には原則として増減無しとしています。

(4) 住民基本台帳人口移動報告

各市町村が、住民基本台帳法第22条の規定による届出のあった転入者の従前の住所地別の男女別人口及び同法8条の規定により、職権で住民票に記載された転入者の従前の住所地別の男女別人口を調査し、都道府県を通じ総務庁統計局に報告し、総務庁統計局において統計表にまとめられています。

なお、平成24年7月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて外国人も対象となった平成25年7月8日以降は、日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法に定めている者についても含まれます。

(5) 町別世帯と人口

本市においては、町別世帯と人口は、国勢調査結果基礎数値とした推計人口調査により、原則として毎月1日現在で集計発表されています。集計方法は前述の推計人口調査と同様となっています。

ただし、国勢調査の確定数発表後も遡及改定を行わないため、遡及改定された推計人口の区別世帯と人口と、町別世帯と人口の合計数値が一致しないことがあります。

平成3年以降は、毎月末現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口を町・丁別に集計した数値となっており、平成24年7月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成24年8月以降は、毎月末現在の住民基本台帳人口を町・丁別に集計した数値となっています。

(6) 国勢調査と推計人口との関係

推計人口は国勢調査結果を基礎として推計しているものであるため、5年毎の国勢調査を境に基礎数値が変更されます。このため、例えば平成27年1月1日現在の推計人口（平成22年の国勢調査を基礎数値とする）に、同年中の人口増加数を加えた数値は、平成28年1月1日現在の推計人口（平成27年の国勢調査を基礎数値とする）とは一致しません。

2 用語について

(1) 常住人口と現在人口

特定の地域を常住地（一般には、その場所に居住した期間及び居住しようとする期間を通算して3か月以上にわたる地域）とする人口が常住人口、特定の地域にある観察時刻に存在するすべての人口が現在人口とされています。

なお、国勢調査では、大正9年～昭和22年は現在人口で、昭和25年以降は常住人口で調査されています。

(2) 常住人口と昼間人口

常住人口が、その地域に居住している人口（夜間人口）であるのに対し、昼間人口は、特定の地域に昼間現在する人口を指します。

ただし、国勢調査では、買物客などの非定常的移動は加味せず、つぎの式によります。

$$\begin{aligned} \text{昼間人口} &= \text{常住人口（夜間人口）} + \text{その地域に他地域から流入する就業者・通学者} \\ &\quad - \text{その地域から他地域に流出する就業者・通学者} \end{aligned}$$

また、便宜上、夜間勤務者や夜間学校への通学者は、昼間勤務、昼間通学と見なして昼間人口に含めています。

(3) 世帯

住居を共にし且つ生計を一つにしているものの集まりを指します。

世帯数の数え方は、調査時点により異なることがあり、例えば、昭和 55 年の国勢調査から、それまで会社などの寄宿舎はその棟をまとめて一つの世帯としていたものを、単身者一人一人を一つの世帯とするように改めています。

(4) 世帯の種類

世帯の種類には普通世帯、準世帯、一般世帯及び施設等の世帯などがありますが、国勢調査各回の定義は次のとおりとなります。

昭和 60 年～平成 27 年

昭和 60 年から平成 27 年の国勢調査では、世帯を次のとおり一般世帯と施設等の世帯に区分しています。

一般世帯

- ① 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- ② 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- ③ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

- ① 寮・寄宿舎の学生・生徒—学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- ② 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり
- ③ 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり（平成 2 年までは、「老人ホーム、肢体不自由者更正施設などの入所者の集まり」）
- ④ 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- ⑤ 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（平成 2 年までは、「刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり」）
- ⑥ その他—定まった住所を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（平成 2 年までは、「住所不定者や陸上に住居を有しない船舶乗組員など」）

なお、世帯の単位は原則として上記の①、②及び③は棟ごと、④は中隊又は艦船ごと、⑤は建物ごと、⑥は一人一人です。

また、昭和 60 年～平成 27 年国勢調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和 55 年国勢調査以前での普通世帯、準世帯との対応は、次のとおりとなります。

一般世帯と施設等の世帯、普通世帯と準世帯の世帯の区分

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	○住居と生計を共にしている人の集まり ○一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	○間借り・下宿などの単身者 ○会社などの独身寮の単身者	○寮・寄宿舎の学生・生徒 ○病院・療養所の入院者 ○社会施設の入所者 ○自衛隊営舎内居住者 ○矯正施設の入所者 ○その他

昭和55年

昭和55年では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し、次のとおり定義しています。

普通世帯—住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者を言う。

ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく（昭和35～50年では、営業使用人5人以下に限定）すべて雇主の世帯に含めた。

準世帯—普通世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次のように区分した。

なお、世帯の単位のとり方は、原則として下記の①及び②は単身者一人一人、③及び⑤は棟ごと、④は施設ごと、⑥及び⑦は調査単位ごと、⑧は一人一人を一つの世帯としている。

- ①間借り・下宿などの単身者
- ②会社などの独身寮の単身者
- ③寮・寄宿舎の学生・生徒
- ④病院・療養所の入院者
- ⑤社会施設の入所者
- ⑥自衛隊営舎内居住者
- ⑦矯正施設の入所者
- ⑧その他

昭和35年～50年

昭和55年の世帯の定義と異なるのは次の点です。

◇単身の住み込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯としています。（調査票では人数に関係なく、住み込みの営業使用人は、雇主の世帯に含めて調査しています。）

◇会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍・独身寮などに、起居を共にしている単身の職員を、その寄宿舍・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

ただし、各戸が住居の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和55年の調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としています。なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯としています。

昭和30年

昭和30年の普通世帯及び準世帯の定義で、昭和35年～50年の調査と異なるのは次の点となります。

◇単身の住み込みの営業使用人はすべて雇主の世帯に含めます。

◇間借り又は下宿屋に住み、それぞれ独立して生計を維持している単身者について、一人一人を準世帯とせず、まとめて一つの準世帯としています。

昭和25年

昭和25年の調査では、昭和30年でいう二人以上の普通世帯を「普通世帯」とし、一人の普通世帯を準世帯に含めていますが、昭和25年の報告書では、この普通世帯に一人の準世帯を合わせて「一般世帯」と表章し、二人以上の準世帯を「準世帯」として表章しています。

大正9年～昭和22年

大正9年～昭和22年の普通世帯及び準世帯の定義は、昭和30年のものと、次の点などを除いて実質的にほとんど同じとなります。

①いわゆる素人下宿の単身の下宿人は下宿先の普通世帯に含め、また、間借り自炊している人は間貸主とは別の普通世帯としています。

②昭和25年以降が常住地方式により人口を把握しているのに対し、昭和22年以前は現在地方式によって人口を把握しているため、例えば10月1日午前零時をはさんで旅行中の人などは、昭和25年以降では自宅で把握されているのに対し、昭和22年以前は旅館宿泊者の準世帯として把握されています。

(5) 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。

なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とします。

(6) 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しています。

親族世帯 ー二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もここに含まれます。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれます。

非親族世帯 ー二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

単独世帯 ー世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

核家族世帯

- ① 夫婦のみの世帯
- ② 夫婦と子供から成る世帯
- ③ 男親と子供から成る世帯
- ④ 女親と子供から成る世帯

その他の親族世帯

- ⑤ 夫婦と両親から成る世帯
 - ・ 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ・ 夫婦と妻の親から成る世帯
- ⑥ 夫婦と片親から成る世帯
 - ・ 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ・ 夫婦と妻の親から成る世帯
- ⑦ 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ・ 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ・ 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- ⑧ 夫婦、子供と片親から成る世帯
 - ・ 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ・ 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- ⑨ 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- ⑩ 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- ⑪ 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
 - ・ 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ・ 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- ⑫ 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - ・ 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ・ 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- ⑬ 兄弟姉妹のみから成る世帯

⑭ 他に分類されない親族世帯

(7) 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

(8) 配偶関係

配偶者は届出のいかんにかかわらず、実際の状態により、次のように区分されます。

未婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—現在、妻又は夫のある人

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

なお、大正9年以降この定義に変更はありません。

(9) 就業者

各国勢調査における就業者の範囲は調査年次により異なります。

昭和5年、15年の調査においては、全人口をほぼ平常の職業の有無によって有業者と無業者とに区分する、いわゆる「有業者方式」によります。

なお、有業者には、一時的に家業を補助する者・学生や家庭の主婦などで片手間に職業に従事する者は含めません。また、有業者の年齢には上限はありません。

昭和22年の国勢調査以降は、調査期日の1週間前の状態による労働力、非労働力を区分する、いわゆる「労働力方式」によっています。また、対象年齢は、昭和22年は数え年10歳以上、25年は14歳以上、30年以降は15歳以上です。

(10) 産業分類

本書においては、産業分類について大分類までの記載となっておりますが、産業分類にはこれ以外に中分類、小分類があります。また、各国勢調査による産業分類は、産業の発達に伴う産業構成の変化や各時代の社会的事情等によって、分類原理や概念が異なるため、項目の分け方や項目数が異なります。

(11) 職業分類

本書では、産業分類と同様、職業分類も大分類までしか記載していませんが、職業分類にも中分類、小分類があります。また、各国勢調査による職業分類も、産業構成の変化や各時代の社会的事情等によって、分類原理や概念が異なるため、項目の分け方や項目数が異なります。

以上のように、各国勢調査で使用されている同じ用語でも、その定義が異なっていることがしばしばあり、各国勢調査間で比較を行う際には、この点に十分注意を払う必要があります。

(12) 神奈川県内の各地域の市町について

本書では、神奈川県内の各地域を下記のように分類しています。

- ・横須賀三浦地域…横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
- ・県央地域 …相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
- ・湘南地域 …平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町

3 統計表中の記号等について

- (1) 単位は、特に表示のない場合は人（にん）です。
- (2) ーは、数値が0のものを示します。
- (3) …は、数値が不明のものを示します。
- (4) Xは秘匿を示します。
- (5) 空欄は、その時点（年次）にその事実が存在しなかったことを示します。
- (6) △は、マイナス又は減少を示します。
- (7) 数値の単位未満は、四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が必ずしも一致しません。
- (8) 各表には、必要に応じ欄外に脚注を付したので、あわせてご利用ください。